

【追加資料】 第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画について

1 審議会委員からの意見（第3回審議会）の対応について

頁	内 容
2	県における取組について、インターネット上の誹謗中傷などの問題に対応するため、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正が予定されている。計画策定までに間に合うのであれば追加してはどうか。

頁	修正箇所（赤字）
2	<p>平成8（1996）年に全国に先駆けて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下、「県条例」という。）を制定し、翌年には具体的な施策の方向を示す「鳥取県人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。</p> <p>令和3（2021）年には県条例の改正を行い、あらゆる差別行為の禁止とインターネットの差別への対応強化を図りました。令和4（2022）年には、基本方針の第4次改訂が行われ、差別実態の解消に向けた施策や相談支援体制の充実など、複雑化・多様化する人権問題への対応が強化されました。令和5（2023）年には性的マイノリティ²への支援制度として「とっとり安心ファミリーシップ制度」が導入され、すべての人が安心して暮らせる社会づくりに向けた取組が進められています。</p> <p>さらに、令和7（2025）年12月には、インターネット上での誹謗中傷又は差別的な情報発信によって重大な被害が生じていることに鑑み、県民を被害者にも加害者にもさせないため、相談者に対する県の支援内容を明確化し、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下、「情報流通プラットフォーム対処法」）に基づく措置を補完しつつ、特定電気通信役務提供者³又は侵害情報に係る発信者に対して侵害情報の削除の要請等を迅速に行うことにより、人権が尊重される社会づくりを図るため、県条例が改正されました。</p> <p>【用語説明】</p> <p>³ 特定電気通信役務提供者：インターネットなどの電気通信設備を使って他人の通信を仲介したり、設備を他人の通信用に提供する事業者（プロバイダ、SNS 運営者、掲示板サイト運営者など）</p>

頁	修正箇所（赤字）
36	<p>第9章インターネットによる人権侵害の（現状と課題）中</p> <p>「情報流通プラットフォーム対処法」（以下、「情プラ法」という。）</p> <p>⇒「情報流通プラットフォーム対処法」</p> <p>「情プラ法」</p> <p>⇒「情報流通プラットフォーム対処法」</p>